

和歌山県監査公表第11号

令和7年2月26日付け監査報告第26号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 検査手数料について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及び和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）を再確認した上で、納付状況を複数人で確認するとともに、納期限までに納付されない場合には、同規則第34条第1項の規定に基づき納期限後20日以内に督促状を発するよう、職員に周知徹底した。

2 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 不法に占用されている河川敷地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。 (2) 不法に占用されている廃川敷地について、適正に対処されたい。 (3) 資金前渡に係る支出負担行為票及び精算票を紛失している事例があったので、今後このようなことがないよう、公文書の適正な管理及び保管に努められたい。	注意事項 (1) 不法に占用されている河川敷地について、不法占用者に対する撤去指導を行っており、土地の払下げの意向があるものについては、払下げを視野に入れた対応を進めている。また、不法占用者の特定ができていないものについては、引き続き、特定に努めるとともに、特定ができた箇所から不法占用の解消に向けた指導を行っていく。 今後も引き続き、新たな不法占用が起らないよう河川巡視を行っていく。 (2) 不法に占用されている廃川敷地について、経緯を調査するとともに、関係機関と払下げを前提とした処理を進める方向で協議を行っている。 (3) 公文書管理の重要性について、再認識させるとともに、公文書の適正な管理及び保管に努めるよう、職員に周知徹底した。

3 和歌山県税事務所

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 自動車税に係る納税通知書の誤通知及びその通知に伴う不必要な手続の教示をしたことによる費用として、損害賠償金を支払っている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 再発防止策として、相続に関する知識の向上とチェック体制の強化を図るとともに、複雑な案件については専門家に確認をすることとし、また、納税義務者からの相談に対しては、相手の立場に立った対応をするよう、所属職員に周知徹底した。 さらに、今回のような相続人全員に対する連帯課税ではなく、実際に自動車を使用している者に対し、名義変更の手続をするよう電話等により強く勧奨を行っていくよう体制を強化した。

(2) 現金出納簿において、出納員の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 昨年度に引き続き、旅行命令簿を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。	(2) 今後、出納員の確認漏れがないよう、収納金の有無に関わらず、収納員全員が、月末に出納簿の確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 本事案の発生原因として、路程が100キロメートル以上であることの確認不足であったため、路程の確認を旅費システムで試算するとともに、独自に作成した「出張事前確認表」を活用することにより、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。
---	---

4 和歌山県中央児童相談所

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 過支給となった旅費については、直ちに返納手続を行った。また、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 決裁権者は決裁書類を十分確認し、決裁漏れがないよう注意するとともに、起案者は施行前に未決裁の文書がないか再確認するよう、関係職員に周知徹底した。

5 和歌山県障害児者サポートセンター

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 a 旅行命令を重複して行い、過支給となっていた事例 b 通勤自動車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっていた事例	注意事項 過支給となった旅費については、直ちに返納手続を行った。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。

6 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 決裁権者の決裁がなされていることを十分に確認するとともに、今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。

7 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和7年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 実験排水処理施設維持管理業務委託の契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。 (3) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、	注意事項 (1) 過支給となった旅費については、返納手続を行った。今後は複数職員で確認することとし、旅行命令簿作成に係る入力方法の注意点について、所属職員に周知徹底した。 (2) 今後は申請要件について担当者、補助者及び承認者で確認するよう事務を見直し、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。 (3) ETCカードに係る管理について、今後は使用者による事前承認の遵守及び貸出確認者による旅行命令権

適正に処理されたい。 (4) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (5) 電話料金の支払において、延滞利息が発生している事例があったので、適切に処理されたい。	者の承認の確認を徹底するよう、所属職員に周知した。 (4) 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき今後は適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。 (5) 今後は決裁時において担当者、補助者及び承認者が支払先の確認を徹底するよう、所属職員に周知した。
--	--